

勢いで契約！？催眠商法にご注意！



アドバイス

- 閉め切った会場で日用品などを配り、冷静な判断ができない状況で高額商品を契約させられる「催眠商法（SF商法）」に関する相談が寄せられています。
- **会場に行かない**
会場の雰囲気流され、高額で不要な商品をつい買ってしまうことがあります。
- **解約できることも**
催眠商法で買った商品は、契約書等受取後8日以内ならクーリング・オフできます。期間外でも販売方法や説明内容によっては解約できる場合があります。

相談窓口

買物や契約などのお困りごとや心配なことは
消費者ホットラインへご相談ください。
(最寄りの消費生活相談窓口等につながります)

局番
なし

い 1 や 8 や 8

岩出市消費生活センター ☎ 0736-61-6966

岩出市西野209番地（岩出市役所内）

2026年 4月

和歌山県消費生活センター発行